

令和3年度

事業計画書

福島県危機管理部

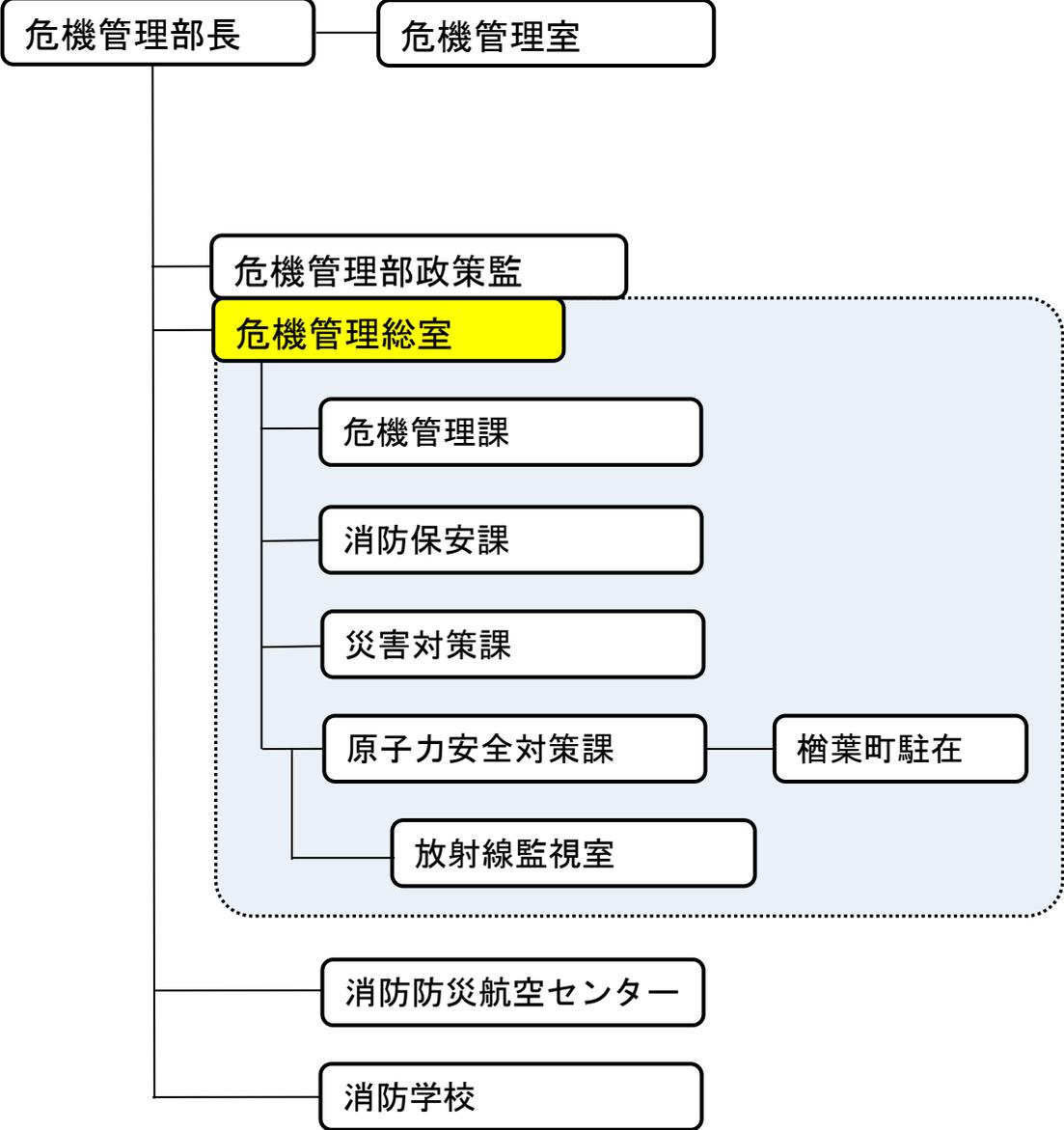
目 次（令和3年度）

第1章	危機管理部の組織体制	
第1	危機管理部の組織	2
第2	危機管理部の分掌事務	3
第2章	危機管理部の基本方針と主な取組	
第1	令和3年度危機管理部の基本方針	6
第2	令和3年度危機管理部における主な取組について	8
第3章	危機管理部の事業計画	
	令和3年度危機管理部の事業計画	10
第4章	主要な行事予定及び訓練・研修事業	
第1	令和3年度の主要な行事予定	32
第2	令和3年度の主要な訓練・研修事業	33
第5章	資料	
第1	福島県危機管理基本方針	35
第2	各種計画	48
第3	関係団体・出資団体	51
第4	附属機関等	52
第5	関係法令・所管条例等	55

第 1 章

危機管理部の組織体制

第1 危機管理部の組織



第2 危機管理部の分掌事務

危機管理室

- 1 安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進に関すること。
- 2 安全及び安心の確保に関する施策に係る県の行政政策の企画立案に必要な各種情報の収集及び交換に関すること。
- 3 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関すること。
- 4 危機に関する各種情報の収集及び交換に関すること。
- 5 その他特に知事から指定された事項に関すること。

危機管理総室

危機管理課

- 1 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- 2 部内における人事、予算及び経理に関すること。
- 3 危機管理に係る総合企画及び調整に関すること。
- 4 安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。
- 6 国民保護法制に関すること。
- 7 国土強靱化地域計画に関すること。

消防保安課

- 1 消防に関すること。
- 2 火災の予防に関すること。
- 3 危険物の規制に関すること。
- 4 高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関すること。
- 5 火薬類及び猟銃の取締りに関すること。
- 6 電気工事士及び電気工事業に関すること。
- 7 県地域防災計画の実施に関すること。
- 8 消防学校に関すること。

災害対策課

- 1 災害対策に関すること。
- 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関すること（生活拠点課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 被災者生活再建支援制度等に関すること（生活拠点課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 総合情報通信ネットワーク（防災行政無線を含む。）に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。
- 6 消防防災航空センターに関すること。

原子力安全対策課

- 1 原子力安全対策の総合調整に関すること。
- 2 原子力発電所施設に係る安全対策に関すること。
- 3 原子力災害対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 原子力防災及び放射線に係る知識の普及に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。

放射線監視室

- 1 環境放射線モニタリングの総合調整に関すること。
- 2 環境放射線モニタリングのデータの公表に関すること。

第2章

危機管理部の基本方針と主な取組

第1 令和3年度危機管理部の基本方針

《 危機管理部の目標 》	県民の安全・安心の確保
〈 令和3年度事業の3つの柱 〉	1 自助・共助の促進及び公助の充実・強化 2 危機管理・防災力の一層の強化 3 原子力発電所周辺地域の安全確保

本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から10年が過ぎ、ふくしまの復興は着実に進む一方、地震、津波、そして原発事故による被災により、今もなお3万人を超える多くの県民が避難生活を続けている。

本県の復興のためには、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の取組が安全かつ着実に進むことが大前提であり、原子力発電所周辺地域の安全確保が何よりも重要である。

また、令和3年2月13日に発生した福島県沖の地震や令和元年東日本台風等では、本県にも甚大な被害をもたらしたが、平成28年熊本地震や平成30年の北海道胆振東部地震、大阪府北部地震をはじめとする地震災害、御嶽山や霧島山、口永良部島の火山災害など、様々な自然災害が全国で相次いでおり、防災力の一層の強化が求められている。

さらに、国内のみならず世界各地で感染の拡大を続けている新型コロナウイルス感染症や世界各地で発生しているテロ、国内各地で発生している鳥インフルエンザ、本県においても発生した豚熱など県民生活に影響を与えかねない危機事象に対しても、危機管理監の指揮のもと全庁一丸となつて的確に対応することが不可欠である。

令和3年度においては、県総合計画や復興計画の実現に向け、県民の安全・安心の確保を図るため、「自助・共助の促進及び公助の充実・強化」、「危機管理・防災力の一層の強化」、「原子力発電所周辺地域の安全確保」の3つの柱を掲げ、各種の施策に取り組む。

1 自助・共助の促進及び公助の充実・強化

新年度においては、令和元年東日本台風の検証結果を踏まえ、マイ避難の取組の実践・定着に向けて、デジタル版マイ避難作成ツールの構築や、VR動画を利用した防災セミナーの開催などに取り組み、県民一人一人の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図っていく。

また、発災時に避難所等へ迅速に物資供給ができるよう、民間倉庫を活用し県有備蓄物資の保管・配送の効率化に取り組むとともに、災害時の分散避難対策のため、市町村が要配慮者向けの避難所としてホテル・旅館等を活用する場合の補助制度を来年度も引き続き実施する。

2 危機管理・防災力の一層の強化

市町村の災害対応力を強化するため、避難所の円滑な運営や避難生活の質の向上のための避難所運営セミナーを開催するとともに、災害時に市町村が応援自治体の職員を円滑に受け入れる受援計画を策定するための研修を実施する。

また、大規模化・激甚化する自然災害や大規模集客施設における爆破テロなど、様々な危機事象に対して、迅速かつ的確な初動対応ができるよう、各種訓練等を実施し、国・市町村・警察・消防・自衛隊等関係機関との一層の連携強化を進める。

さらに、消防力の強化を図るため、県内の消防本部と協力し、福島ロボットテストフィールドを活用した実践に即した消防訓練の実施、避難地域における消防団の再編のための具体的な検討や関係機関との協力体制づくりの支援のほか、消防団員の確保に向け、市町村に対して適切な助言や支援を行うなど、地域の消防防災体制の充実・強化を図り、地域住民の安全・安心の確保に努める。

3 原子力発電所周辺地域の安全確保

東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に行われるよう、廃炉安全監視協議会や現地駐在職員による現場確認等を通して、しっかりと監視していく。

また、原子力災害対応の拠点である原子力災害対策センターを活用し、総合的な原子力防災訓練や研修を行うなど、防災体制の強化に取り組む。

さらに、県内全域において環境放射線モニタリングをきめ細かく実施し、正確なデータを分かりやすく情報発信していく。

令和3年度 危機管理部における主な取組について

当初予算規模 58億8,315万円

自助・共助の促進及び公助の充実・強化【1億989万3千円】

自助・共助・公助の理解の一層の促進による防災意識の向上

○命を守るための避難行動支援事業(一部新規)3,016万6千円

デジタル版マイ避難ノートの構築、避難所運営セミナーにより自助、共助の更なる強化を図る



防災ガイドブックの活用

○災害からいのちを守る事業 6,202万7千円

「災害の恐ろしさ」「避難の必要性」が県民に浸透するような情報の、発信、により、「自助」「共助」「公助」の理解を一層促進するとともに、震災や防災を「自分事」と捉え、非常時に避難行動を起こせる県民を増加させることで、様々な災害に対応できるよう防災意識の向上につなげる。

参加型・体験型の取組等による防災意識の深化

○そなえるふくしま防災事業 1,770万円

災害を疑似体験できるVRを利用した家族で学ぶ防災セミナーや出前講座により、東日本大震災の教訓の伝承と風化防止につなげる



VRを使った災害疑似体験

原子力発電所周辺地域の安全確保【20億9,162万円】

廃炉に向けた取組の監視

○原子力安全監視対策事業 7,399万7千円

廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められるよう「廃炉安全監視協議会」、「廃炉安全確保県民会議」及び「現地駐在」により監視を行う



廃炉に向けた安全監視

原子力防災体制の充実・強化

○原子力防災体制整備事業 4億9,815万7千円

原子力発電所の不測の事態に備え、総合的な原子力防災訓練を実施するなど、地域防災計画等に沿った取組を進め、原子力防災体制の充実・強化を図る



原子力防災訓練の実施



モニタリングポスト

環境放射線モニタリングの充実

○緊急時・広域環境放射能監視事業 15億1,946万6千円

原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散に対する環境モニタリングを行うとともに、その結果を県民へ分かりやすく情報提供する



広報紙の発行

廃炉に向けた取組等の情報提供

○原子力安全監視対策事業(再掲)

廃炉に向けた取組の状況や県の監視の取組等について、インターネットによる配信や広報紙の配布等により情報提供を行う

危機管理・防災力の一層の強化【13億9,403万円】

消防・防災体制の充実強化 消防活動・防災対策の推進 各種訓練・研修の充実

《消防体制》

○避難地域消防団再編支援事業 452万6千円

避難地域の消防団の在り方を検討するとともに地域防災の体制づくりが図られるよう支援を行う

○消防団入団促進支援事業 219万1千円

消防団員確保のため、人材の確保や消防団を地域で支えていく体制づくりを支援するとともに、市町村と連携し、地域の実情に応じた消防団員の確保対策について検討・実施する

○救急高度化推進事業 3,173万8千円

救急救命士の養成研修に対する補助等を行う

○教育訓練事業経費 3,028万1千円

消防職員、消防団員の養成するため、教育訓練等を実施する



県火山防災訓練



消防防災ヘリコプター

《防災体制》

○市町村受援計画策定支援事業(新規) 8,900万円

災害時に市町村が応援自治体の職員を円滑に受入る受援計画策定の研修を実施する

○地震被害想定調査事業 4,995万2千円

地震防災対策の基礎資料となる地震被害想定調査の更新を行う

《火山防災》

○火山防災対策事業 146万6千円

吾妻山、安達太良山、磐梯山の各火山防災協議会の運営等を通じ、登山者の避難誘導対策の具体的検討など、火山防災対策を推進する

《防災訓練》

○総合防災訓練 150万円

○国民保護訓練 669万6千円

○消防力強化のためのロボットテストフィールド活用訓練 1,047万8千円

ロボットテストフィールドを活用してより実践的な訓練やドローン操作講習を行い消防力の強化を図る
(R3は屋内水槽試験塔・市街地フィールド・試験用プラントを活用した訓練を実施)



ロボットテストフィールドを活用した総合防災訓練
(令和2年度に実施した訓練)

《消防防災ヘリコプター》

○消防防災ヘリコプター運航事業 3億6,699万5千円



被災住宅の応急修理

《被災者支援》

○被災者住宅再建支援事業 1,000万円

全壊等の住宅被害に対して県独自の支援金を支給する

○災害弔慰金等の支給・貸付 912万5千円

災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付を実施する

《防災施設・設備の整備》

○総合情報通信ネットワーク整備事業 4,747万8千円

災害時等の情報伝達のために整備している防災事務連絡システムのシステム改修を行う

【令和元年台風第19号等災害に対する取組】

○災害救助法による救助 8億1,270万4千円

応急仮設住宅設置、住宅応急修理など
災害救助法による救助を行う

第3章

危機管理部の事業計画

R3年度危機管理部の事業計画

<危機管理課>

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
1 自助・共助・公助に対する県民理解の促進		
①家族で学ぶ防災セミナー <重点>	4,984	小学生の家族を対象とした、そなえるふくしまノートを活用した講座やワークショップ、防災食体験等を行うセミナーを実施し、小学生の防災に関する興味・関心を高めることにより、東日本大震災の教訓の伝承と風化防止につなげる。 ※(予定) 福島(2回)、会津若松、郡山(2回)、白河、南相馬、いわき(2回)
②防災意識定着深化事業 <重点>	12,716	危機管理センターを中心とした情報発信力を強化するとともに、VR体験設備を継続的に県民に提供することにより、災害を「自分事」として捉え、防災行動を起こす県民を増加させる。
③いのちを守る啓発事業	39,129	県民一人ひとりの避難行動を向上させるため、令和2年度に作成した動画を活用し、様々な媒体を通じて県民に広く発信することにより、県民の行動変容を促していく。
2 国民保護の推進		
①国民保護訓練	300	国民保護法に基づき、県総合防災訓練と連携を図りながら、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための訓練を実施する。
②国民保護共同訓練	6,396	国・地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、避難の指示など、国民の保護のための措置について、関係機関との緊密な連携の下、迅速かつ適切な対処・措置能力の向上を図るための実動訓練を国・市(調整中)と共同で実施する。
③国民保護推進事業	868	国民保護法に基づく福島県民等保護協議会の運営、福島県国民保護基本計画の推進により、当県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に促進する。 1 国民保護協議会運営事業 国民保護法に基づき、県における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する福島県民等保護協議会を開催する。 2 国民保護計画運営事業 国民保護法に基づき、国民の保護のための措置の総合的な推進等について定める福島県民等保護計画の変更、推進を行う。

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
3 防災施設・設備の整備		
全国瞬時警報システム (Jアラート) 保守管理 事業	308	国からの緊急情報を即座に受信するため導入している全国瞬時警報システム(Jアラート)について、必要な保守点検を行う。
4 危機管理の推進		
①危機管理セミナー	666	危機対応力を強化するため、外部の専門家を講師として、新任課長等を対象とした危機対応の基本的な考え方に関する研修を繰り返し実施することにより、危機対応の徹底した習得及び組織への定着を図る。
②危機管理事業運営費	1,006	<p>危機対応に関する各種計画を推進し、県全体の危機対応力の向上を図ることにより、県民の安全・安心を確保する。</p> <p>1 安全で安心な推進会議運営 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づき、県における安全・安心の取組の推進を図るため、有識者や市町村代表者、地域の安全・安心の活動主催者等から委員を委嘱し、意見や助言を求める推進会議を開催する。</p> <p>2 業務継続計画推進 大規模災害等の非常時においても県が優先的に遂行すべき業務の継続を図るために策定した業務継続計画について、訓練等の実施を通じてその実効性を確認・検証するなど、必要な見直しを行う。 また、市町村における業務継続計画の策定を支援し、県民の安全・安心の推進を図る。</p> <p>3 国土強靱化推進 国土強靱化基本法に基づき、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、強くしなやかな地域づくりに向け、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福島県国土強靱化地域計画に基づき、強靱化施策の進捗を管理するとともに、市町村における国土強靱化地域計画の策定を支援する。</p>
5 危機管理拠点の保守管理		
危機管理拠点無線LANシステム保守運用事業	3,287	危機管理センターの情報通信ネットワーク設備について必要な保守管理を行う。
6 寄付金積立		
原子力災害等復興基金積立事業	286	東日本大震災の被災地域の復旧復興事業を行うためにいただいた寄附金に係る資金運用により発生する利子を原子力災害等復興基金に積み立てる。

そなえるふくしま防災事業 17,700千円

課題

(1) 災害に対する慢心

- ・災害は遠くで起こっているもの
- ・災害が起きても何とかかなるという安心

(2) 東日本大震災の記憶の欠如

- ・災害の記憶がない、薄い

防災啓発強化

行動変容

情報発信強化

成果

(1) 災害を自分事に

- ・災害は「恐ろしいもの」という意識
- ・早期避難の誘導

(2) 東日本大震災の記憶の欠如

- ・次世代への震災の記憶の伝承

「自助・共助」の取組の促進

個人の防災意識の高揚

地域の防災力の向上

災害から
県民の命を守る行動の推進

災害に対する意識の変容

防災力の向上

記憶の伝承

課題

- ・情報発信力の強化
- ・対象年齢層の拡大
- ・記憶の定着、伝承

期待される成果

- ・個人、地域の防災力の向上
- ・震災の記憶の伝承
- ・「自助・共助」の取組の促進
- ・次世代に繋がる防災意識の育成

- ・確かな「知識」や「経験」としての防災意識の定着
- ・対象年代や取り巻く環境ごとに効果的な防災教育の推進
- ・次世代に繋がる防災意識の育成

継続して実施することで、確かな防災意識が定着した県民を増加させ、地域防災力の向上に寄与する。

家族で学ぶ防災セミナー

防災意識啓発深化事業

シニア層の防災講座の拡充

危機管理センター見学

家族で学ぶ防災セミナー 4,984千円

記憶の定着、伝承

日本赤十字社と共催による防災セミナー（講座、体験、ワークショップ）を夏期（7月～9月）及び冬期（11月～12月）に実施する。

R2年度実施（2地区3会場）した際、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数を制限した結果、参加出来ない方が多数発生したため、開催時期を2回に分けるとともに、開催数を拡充（6地区9会場）する。

防災意識定着深化事業 12,716千円

情報発信力の強化

対象年齢層の拡大

(1) 防災意識定着深化事業 11,882千円

危機管理センターによる情報発信やVRを体験することで、県民の災害に対する意識の変容を促す。VRについては、R2年度において限定的（6ヶ月）に試行したが、応募が殺到し、対応出来ない事例が散見されたため、R3年度は通年で供用する。

(2) 防災教育推進事業 834千円

小学校及び地域団体に対し、出前講座を行うことで地域防災力の向上を促す。

家族で学ぶ防災セミナー

防災意識定着深化事業

記憶の伝承拡大

新規参加者の拡充

対象：新規参加者

防災意識の深化

最新の防災情報の提供

対象：継続参加者

地域防災力の向上

継続して地域団体・教育現場での講座実施

対象：地域団体・教育機関

R2年度

R3年度

R4年度

<消防保安課>

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
1 消防事務		
①《重点》 避難地域消防団再編 支援事業	4,526	<p>避難地域における消防団の現状・課題等を共有するとともに、市町村単独では解決できない課題に対する広域的な調整等を行うため、避難地域消防団再編支援会議を開催する。</p> <p>また、個別の市町村の消防団再編のための具体的な検討、関係機関との協力体制づくりを支援するため、消防団再編等プロジェクトチームを設置、開催する。</p> <p>さらに、消防団員の確保が困難な中、必要な消防力を確保するため、消防団間における相互応援のための活動経費や企業内自衛消防組織活用のための消防用資機材の整備経費を支援する。</p>
②《重点》 消防力強化のためのロボットテストフィールド活用訓練事業	10,478	<p>県内各消防本部の消防力の向上を図るため、南相馬市に立地する「ロボットテストフィールド」を活用した消防訓練を実施するほか、災害現場において、ドローンを有効活用することを目的として、消防職員、消防団員、市町村職員及び県職員を対象とした操作講習会を開催する。</p> <p>また、消防関係機関によるロボットテストフィールドの利用促進のための広報事業を行う。</p>
③消防団入団促進支援事業	2,191	<p>消防団への加入促進に向けた次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団組織活性化支援企業募集事業 消防団員や消防団協力事業所を支援する企業のほか、消防活動を支援する事業所を募集するとともに、支援事業所を広報することにより、消防団員の確保や事業所に対する消防団活動への制度支援を図る。 また、市町村と連携して事業所を訪問し、登録要請を行う。 2 ふくしま消防出前講座事業 若者の消防団への理解を深め、将来の消防団を担う人材を確保するため、県内各高校等と連携し、地元市町村と合同で、高校生等を対象に消防団活動を中心とした出前講座を実施する。 3 消防団維持・確保事業 消防団維持・確保事業取組等の紹介を行うため、消防庁の消防団等充実強化アドバイザーを交えた研修会を開催する。 4 県職員の消防団入団促進事業 県職員の消防団への理解を深め、入団を促進するため、消防団活動紹介セミナーを開催するとともに、消防団体験入団を実施する。 5 消防団員確保対策支援事業 県と消防団員の条例定数充足率の低い市町村が連携し、当該市町村が抱える課題や有効な取組について検討の上、支援策を実施し、消防団員の確保を図る。 6 (新) 頑張る消防団つながるプロジェクト 地域住民をはじめ県民に消防団活動の理解向上を図るため、各市町村から提供のあった消防団活動に係る動画について、県で広く情報提供(紹介)するほか、提供を受けた動画をもとに県でダイジェスト版を編集し、公開する。
④消防事務指導事業	32,457	<p>消防事務の指導に係る次の事業を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防事務指導事業 <ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動絵画・ポスターコンクール ・消防用ドローン導入促進事業 ・消防設備士免状交付・講習業務 等 2 消防広域化推進事業 消防の連携・協力について検討を行う。 3 2020東京オリンピック・パラリンピック警戒態勢補助事業 東京オリンピック・パラリンピックにおいて福島市で開催される競技会場の警戒態勢について、消防本部がNBCテロに対応するための資機材等の整備を促進し、当日の警戒に要した費用について補助する。

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
⑤県消防操法大会開催事業	1,071	消防団員の基礎的な消防操法訓練を通じて、消防技術の向上や消防活動の円滑な遂行を図るため、福島県消防操法大会を開催する。
⑥県消防協会指導事業補助金事業	1,500	消防協会の会員である消防団員及び消防職員の資質の向上と消防に関する知識・技術の習得を図るとともに、消防思想の一層の普及を図り、もって消防活動の促進に寄与するために当該協会に事業費補助を行う。
2 危険物規制		
①危険物取扱者免状交付	10,919	1 危険物取扱者試験の合格者等からの申請に対し、危険物取扱者免状を交付する。 2 (一財)消防試験研究センターへの委託による免状交付事務を実施する。
②危険物取扱者保安講習	18,534	(一財)福島県危険物安全協会連合会への委託による危険物取扱者保安講習を実施する。
3 消防学校		
①消防職・団員の教育訓練	30,281	1 消防職員教育 (初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育) 2 消防団員教育 (基礎教育、専科教育、幹部教育、特別教育、校外教育) 3 自衛消防隊員教育 4 少年消防クラブ員教育
②消防学校派遣教官に関する事業	58,887	消防学校における教務体制の充実強化を図るため、派遣教官の人件費を負担金として派遣元の消防本部(市又は組合)へ交付する。
③消防学校維持管理	81,302	消防学校の維持管理を行う。
4 救急高度化の推進		
①救急高度化推進事業	31,738	救急業務の高度化を推進し、救命率の向上を図るため、救急救命士の養成等を行う。 1 救急救命士養成研修に対する補助 救急救命士の養成研修費用が高額であり、各消防本部の厳しい財政状況下では、救急救命士の養成等が容易でないことから、研修経費を補助し、救急救命士の養成を図る。 2 検証医養成・救急業務指導者講習会、メディカルコントロール体制検討部会 事後検証に必要な知識及び技術を習得してもらうための研修会、メディカルコントロール体制の専門的な事項を検討するための専門部会を開催する。 3 (一財)救急振興財団運営負担金 救急救命士の養成機関である財団の運営経費を負担する。
②傷病者搬送受入協議会	1,020	消防機関、医療機関、学識経験者などで構成される福島県傷病者搬送受入協議会を開催し、「傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準」の見直しを行う。

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
5 電気工事業の保安指導事業		
電気工事業者の保安指導及び電気工事士免状の交付事務	3,605	1 電気工事業者の登録関係事務と立入検査等による保安指導を実施する。 2 資格試験合格者等の申請に対し、電気工事士免状を交付する。
6 火薬類の取締り及び保安指導事業		
火薬類取締業務	974	1 火薬類の販売・火薬庫等に関する許認可を行うとともに、完成検査・保安検査等の取締りを実施する。 2 資格試験合格者に火薬類取扱保安責任者等の免状を交付する。
7 高圧ガス等の取締り及び保安指導事業		
①高圧ガス取締業務	16,945	1 高圧ガス製造・貯蔵所等に関する許認可を行うとともに、保安検査等の取締りを実施する。 2 各地方振興局に高圧ガス保安員を設置して、保安検査等の業務に従事させる。
②高圧ガス製造保安責任者、販売主任者等免状交付事業	910	1 資格試験合格者に高圧ガス製造保安責任者等の免状を交付する。 2 高圧ガス保安協会への委託による免状交付事務を実施する。

消防力強化のためのロボットテストフィールド活用訓練事業

ロボットテストフィールドを活用してより実践に即した訓練を行うことで
消防力の強化を目指す！

- 【現状】 ●訓練時間や訓練方法に制約を受ける（池、沼、橋梁、市街地などでの事故を想定した訓練）
●災害現場の再現が困難または多額の費用がかかる（洪水や土砂災害など自然災害を想定した訓練）

↓
ロボットテストフィールドではトンネル、橋梁、市街地等で想定される様々な災害環境が再現可能

↓
多様な災害に対応した訓練をロボットテストフィールドで実施し、消防力全体の底上げを図ることにより、
県民の安全・安心を確保する

- ① ロボットテストフィールドを活用した消防力の向上
③ 災害現場におけるドローン活用能力向上

- ② 消防関係機関によるロボットテストフィールドの利用促進



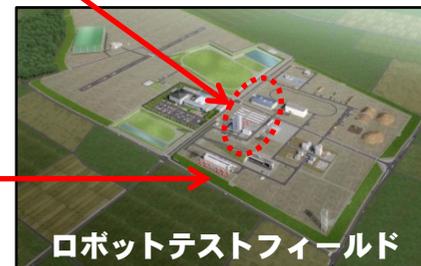
動画の
作成

YouTube配信によるPR

- ◇広報用資材として活用
◇消防庁や全国の消防本部に周知し
利用を呼びかける

訓練に活用できる施設

- 水没市街地フィールド
- 屋内水槽試験棟
- 試験用トンネル
- 試験用橋梁
- 試験用プラント
- 市街地フィールド
- 瓦礫・土砂崩落フィールド



ロボットテストフィールド

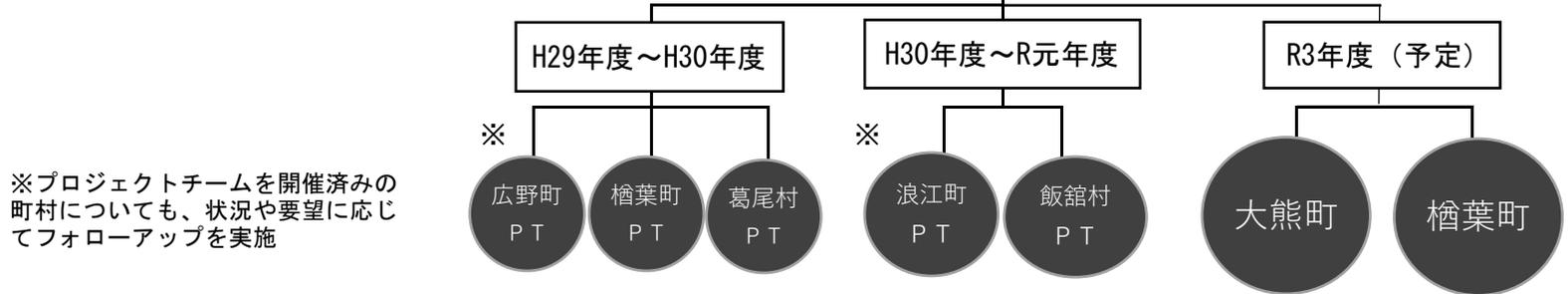
令和3年度 避難地域消防団再編支援事業概要

避難地域消防団再編支援事業

避難地域12市町村における消防団等の現状・課題を共有するとともに、市町村単独では解決できない課題に対する広域的な調整等を行うため、避難地域消防団再編支援会議を設置する。
 また、個別の市町村の消防団等のあり方についての具体的な検討、関係機関との協力体制づくりを支援するため、下部組織としてプロジェクトチームを設ける。
 本事業により、課題の整理と対策の道筋を示し、市各町村が地域の実情に応じた地域消防体制の再構築を図るよう促す。

避難地域消防団再編支援会議

プロジェクトチーム



避難地域消防団再編支援会議

- 内容・目的
- ① 消防団等の現状・課題の情報共有
 - ② 地域消防体制の再構築に向けた支援策の検討（構成市町村による連携した取組等）
 - ③ プロジェクトチームによる検討結果を各市町村へ水平展開

消防団再編等プロジェクトチーム

- 内容・目的
- ① 消防団等の現状・課題の検証
 - ② 地域消防体制の再構築に向けた消防団等のあり方に関する個別具体的な検討

企業内自衛消防組織等との協力体制構築事業

…希望市町村で実施（1市町村(社)想定）

近隣地域における消火活動等を協力して実施する企業等に対し、必要な消防用資機材（可搬式小型ポンプ（積載台車含む）一式）や必要な装備（防火衣一式、活動服一式等）を配備する場合に係る費用を本県事業補助金で補助。

消防団による相互応援の強化事業

…合同訓練等：全市町村で実施

各市町村が合同で訓練等を実施する場合、当該訓練等に要する経費（団員へ支給する費用弁償、消防用自動車等の燃料費（可搬式小型ポンプの軽油含む）等）を本県事業補助金で補助。

…実災害時における応援活動：該当あった場合

実災害時に、他市町村に応援を要請した場合で、要請先市町村へ係る経費（団員へ支給する費用弁償、消防用自動車等の燃料費、支給した食事の食糧費等）を負担する場合、その経費の全部または一部を本県事業補助金で補助。

地域防災パトロール強化事業

原子力災害避難指示区域消防活動費交付金

…双葉消防本部で実施

3名の職員を雇用し、双葉郡内において防火・救急を目的とした日中のパトロール等を実施する。

福島県避難地域消防団再編支援事業補助金

<災害対策課>

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
1 地域防災力の向上推進		
《重点》 命を守るための避難行動支援事業	30,166	令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書に基づき、「マイ避難」の普及・啓発及び、新型コロナウイルス等の感染症対策や要配慮者対応を円滑にできる避難所運営の支援など、「自助・共助・公助」の仕組み作りを実施する。 1 マイ避難普及啓発強化事業 デジタル版マイ避難作成ツールを構築し、「マイ避難」の更なる普及・啓発、作成支援を行うことで、「自助」の意識を高め、県民一人一人に災害時の迅速な避難行動の実践と、災害文化の定着を図る。 2 避難所運営強化支援事業 避難所運営に係る課題に対して市町村や自主防災組織のリーダーを支援するため、避難所運営に資するセミナーを実施するとともに、避難所としてホテル・旅館等を活用する費用の補助を実施する。
2 防災体制		
(1) 防災体制の推進		
①《重点》 市町村受援計画策定支援事業	8,900	災害時に市町村が応援自治体の職員を受け入れる受援体制を整備するため、市町村を対象に研修等を実施し、市町村の受援計画の策定を支援する。
②防災対策支援事業	9,643	防災対策を強化するため、県及び市町村が迅速かつ的確に災害対応できるように支援する。 1 災害時情報伝達強化事業 災害時における情報伝達や災害応援対応に必要な通信機器等の整備を行い、情報連絡体制の強化を図る。 2 災害時燃料備蓄事業 緊急車両及び災害対応を行う施設（地方公共団体、消防、警察、医療機関、福祉施設、避難所等）に優先的に燃料を供給するため、災害時中核給油所及び小口配送拠点に燃料を備蓄する。
③火山防災対策事業	1,466	火山災害から住民や登山者・観光客等の安全を確保するため、火山防災協議会の関係機関が連携して火山活動状況に関する情報共有や警戒避難体制の整備等について協議を行うとともに、火山防災訓練や防災啓発の取組等により火山防災対策を推進する。
④地震被害想定調査事業	49,952	地震防災対策の基礎資料となる地震・津波被害想定について、委託により2年度調査を実施する（各種被害想定、災害のイメージ像の作成、啓発資料の作成等）

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
(2) 自衛官募集		
募集広報の企画及び実施	393	<p>自衛隊法に基づき、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 募集広報の企画及び実施 自衛官募集のためのパンフレットを作成する。 募集事務関係会議 県内募集連絡会議を開催するとともに、東北六県募集会議に出席する。 市町村に対する募集事務指導 自衛官募集事務に関して、市町村や東北方面総監部との連絡調整を行う。
(3) 自衛隊災害派遣		
自衛隊災害派遣事務経費	73	風水害、地震、津波等の自然災害に備えるため、自衛隊行事に出席する等、平常時から自衛隊との連携強化を図る。
(4) 防災事務指導		
①林野火災用消防資機材等更新事業	3,113	大規模林野火災が発生した場合に備えて陸上自衛隊の駐屯地に配備している林野火災用消防資機材の更新・点検等を実施する。
②震度情報ネットワークシステム保守管理事業	4,790	県庁内の震度計の保守管理装置及び県内市町村に設置した計測震度計について、精度を保つための保守点検を行うほか、故障が発生した場合の修繕を行う。
③災害見舞金交付事業	3,200	災害救助法が適用された市町村が所在する他の都道府県に対して、災害見舞金を交付する。
(5) 防災会議		
防災会議の開催経費	281	災害対策基本法に基づき、県地域防災計画の修正と計画の実施を推進するため、防災会議を開催する。
(6) 救助		
①災害救助基金の積立	21,745	災害救助法に基づき、救助に要する費用の財源を積み立てると共に、基金を運用する。
②災害弔慰金等の支給・貸付	9,125	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、遺族に対する災害弔慰金等の支給や被災者に対する災害援護資金の貸付を行う。
③被災者住宅再建支援事業	10,000	自然災害による全壊及び大規模半壊等の住宅被害に対し、被災者生活再建支援法が適用とならない被災者の早期の住宅再建を支援するため、市町村と連携しながら支援金を支給する。
④災害救助法による救助	812,704	災害救助法に基づき、令和元年東日本台風の被災者に対し、必要な救助を実施する。

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
3 防災ヘリ		
①消防防災ヘリコプター運航事業	366,995	消防防災ヘリコプターにより、空からの広域的かつ機動的な消防防災活動を実施する。
②消防防災航空センターの運営	10,884	消防防災ヘリコプターを管理・運用する消防防災航空センターを運営する。
③全国航空消防防災協議会経費	400	消防防災ヘリコプターを保有する都道府県及び政令指定都市で組織する全国航空消防防災協議会に加入し、ヘリコプター保有機関の連携に関する調査研究、航空隊員の資質向上のための研修に参加する。
④消防防災ヘリコプター運航連絡協議会事業	6,799	消防防災ヘリコプターによる本県消防防災航空体制の強化のために、県内各広域消防本部から派遣されている航空隊員の人件費相当額を協議会を通じて補助する。
⑤消防防災航空隊派遣職員の交代に伴う経費	3,727	派遣期間の満了により交替する航空隊員の赴任旅費及び装備品等の購入を行う。
4 防災訓練		
県総合防災訓練の実施負担金	1,500	万が一の災害に備えて防災関係機関の連携強化や地域住民の防災意識の高揚を図るため、県総合防災訓練及び地方総合防災訓練（5か所）を実施する。
5 備蓄		
備蓄物資整備事業	81,061	東日本大震災の教訓を踏まえ、災害発生初期の避難者への生活物資の供給に対応するため、食料や生活必需物資を備蓄する。

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
6 防災施設・設備の整備		
①総合情報通信ネットワーク保守管理事業	120,267	<p>災害時等の情報伝達のために整備された福島県総合情報通信ネットワーク等の保守管理を行う。</p> <p>1 通信設備等保守管理事業 総合情報通信ネットワークを構成する通信設備や被害情報の収集・伝達に係る防災事務連絡システムの機器の精度を保つための保守点検を行うほか、故障が発生した場合の修繕を行う。</p> <p>映像設備保守管理事業 2 危機管理センターに整備した映像設備について、正常な状態を常時確保するため、定期的な保守点検を行うほか、故障が発生した場合の修繕を行う。</p>
②総合情報通信ネットワーク運営管理事業	151,436	総合情報通信ネットワークの通信設備等を運営し維持する。
③総合情報通信ネットワーク整備事業	47,478	福島県総合情報通信ネットワーク施設のうち、用途廃止となった反射板の撤去工事を行う。また、災害対策基本法に定める「避難警戒レベル」の見直しに伴い、防災事務連絡システムの改修を行う。
④総合情報通信ネットワーク整備事業 (復旧・復興)	19,607	<p>原発事故の影響により、総合情報通信ネットワーク更新時に設置できなかった通信設備を保管する。</p> <p>また、原子力センター閉鎖に伴い、用途廃止となった反射板の撤去工事を行う。(R2から繰越)</p>

事業を必要とする理由

現状・問題点

【避難所運営の課題】

運営する人員の不足、備蓄物資の備え、感染症対策、男女共同参画と弱い立場にある方の安全確保 等

【求められる避難所運営】

- ・ 地域住民主体の設置・運営
- ・ 感染症対策を施したレイアウト
- ・ 民間宿泊施設の活用
- ・ 女性や子ども、ペット同伴者等に配慮した運営
→ 避難所における生活の質（QOL）の向上

目的・効果

- 1 適切な知識、ノウハウの習得
- 2 ホテル・旅館等の避難所としての活用支援

○ 避難所運営の円滑化、QOLの向上

○ 公助の強化

条件（対象者等）

- 1 避難所運営に関わる市町村職員や自主防災組織のリーダー等（セミナー対象者）
- 2 市町村（補助対象）

事業概要

事業内容・事業費

1 避難所運営に資するセミナーの開催 (事業費: 3,301千円)

○ 専門家、アドバイザー等による講義

(テーマ例)

- 避難所での感染症対策
- 女性・子どもに配慮した避難所運営
- 食事提供・炊き出しについて 等

○ 参加者体験型の演習

- ・ 標準的な避難所モデルの周知・啓発
- ・ ワークショップ等による取組や課題などの共有

○ 自主防災組織リーダー研修会

- ・ (一財)日本防火・防災協会との共催事業
- ・ 地域住民主体の避難所運営の促進を図る

2 民間宿泊施設の避難所活用支援 (事業費: 14,220千円)

市町村が避難所としてホテル・旅館等を活用した場合にその費用を補助する。
⇒ 1人1泊3食につき7,900円が上限(補助率1/2)

公助の強化

避難所運営強化支援事業 ロードマップ

事業の成果

- 1 避難所設置・運営の円滑化
- 2 避難所における生活環境改善・充実による避難者のQOL（生活の質）向上
⇒住民が安心して避難できる環境の提供と災害関連死の予防

事業行程

【ステップ1(令和2年度)】

「避難所運営マニュアル作成の手引き」の改訂 ⇒ 基本的事項の確認と各避難所における課題の整理
今般必要とされている避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方や活動内容の指針、注意事項などを提示する。



【ステップ2(令和3年度)】

- ①「避難所運営マニュアル作成の手引き」改訂版の説明会
「避難所運営マニュアル作成の手引き」改訂版の趣旨、概要、留意点等を市町村に対して説明する。
- ②避難所運営に資するセミナーの開催 ⇒ 課題解決の具現化・見える化
「避難所運営マニュアル作成の手引き」改訂版をもとにした講義、演習(標準的な避難所モデルの習得、ワークショップ等)を通して、より具体的なイメージを持って課題解決へつなげてもらう。



【ステップ3(令和4年度)】

避難所設置・運営訓練やセミナーの実施に対する支援と優良事例の共有 ⇒ 課題解決へ向けた実践
市町村が自主防災組織等に対して訓練やセミナー等を実施した際の支援(又は補助)を行うとともに、各市町村等における取組や優良事例等を共有する。²³

マイ避難普及啓発強化事業

12,645千円
(R2 0千円)

事業を必要とする理由

現状・問題点

- 令和元年台風第19号等の検証報告書では、事前に具体的な避難計画を立てていた人ほど、早めの安全な避難行動を行っていることが明らかになった。
- このため、県が取り組むべき対策として「平時から防災気象情報を踏まえた早期の避難行動を県民に促す」ことが示され、具体的には「マイ避難」についての計画策定ツールの作成と普及に取り組むことが提言された。
- 令和2年度では、「ふくしまマイ避難ノート」を作成し、県内全戸へ配布したところであり、県民一人一人にマイ避難を定着させるため、更なる普及・啓発とマイ避難の作成支援を行う必要がある。

目的・効果

○マイ避難の更なる普及・啓発、作成支援によるマイ避難の定着(いざという時の迅速な避難行動の実践)



○マイ避難を学ぶ・考えることが、自主防災組織の活動促進や、避難行動要支援者の個別計画策定促進につながる



○「自助」「共助」の強化

事業概要

事業内容・事業費

1 デジタル版マイ避難作成ツールの構築 (事業費:12,645千円)

「ふくしまマイ避難ノート」を基にしたデジタル版のマイ避難作成ツール(専用Webサイト等)を構築。

【ツール内容】

- 作成のポイント等を分かりやすく示すコンテンツ
- 手軽に自宅外(職場など)でもマイ避難を作成・閲覧できるシステム 等

マイ避難
の普及
啓発

マイ避難
の作成
支援

ツールの活用例

- 自主防災組織の研修、学校等での防災教室
- 避難行動要支援者の個別避難計画作成の支援 等

マイ避難
の定着

「自助」「共助」の強化

事業を必要とする理由

現状・問題点

- 「令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書」において市町村の受援体制が整っておらず、発災前に準備しておくべき取組が不十分であったことが指摘されており大きな問題となっている。
- 市町村の受援計画の策定は本県のみならず全国的に遅れており、十分ではない。
- 発災時には市町村の業務量が被害認定調査等で増大する一方で、人的・物的資源が不足し市町村は非常に困難な状況に置かれることが多い。
- 受援計画を策定しない場合、円滑な災害対応を行うことが出来ず、応援職員を有効に活用することも難しくなり災害復旧が遅れてしまうという問題点がある。
- 令和2年5月に修正された中央防災会議の防災基本計画においても、市町村は被災時に円滑に関係機関の応援を受けられるよう、受援計画を策定することとされている。

目的・効果

- 市町村の受援計画策定を支援することで災害時の円滑な受援体制の構築を可能にし、迅速な災害復旧を実現することを目的とする。

対象者

- 令和3年度、令和4年度に受援計画を策定する市町村（各30程度）を対象とし、2年間で事業を完了させる。

事業概要

事業内容・事業費

- 災害時の受援体制を構築するための受援計画についてコンサルタント等を活用し、市町村の受援計画策定を支援する。
- 具体的には住家の被害認定調査や罹災証明書の交付、災害マネジメント、災害廃棄物の処理、受援計画の必要性等についてコンサルタント等を活用した研修会を実施し、市町村が受援計画を策定するに当たり、業務量が多く作成が困難な部分を支援する。
- 研修は対象市町村に対しテーマ別に5回実施予定。5回の研修修了時点（年末頃を予定）で受援計画のひな形が出来ているようにするものであり、全国的にも類を見ない先進的な取組である。
- 年明け頃に、研修を修了した市町村の中から数件に発表を依頼し、策定された受援計画について他の市町村にも共有する。

（事業費）令和3年度要求額8,900千円
 《内訳》直接人件費5,078千円
 直接経費1,150千円
 一般管理費1,863千円
 消費税等 809千円

<原子力安全対策課>

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
1 原子力安全監視《重点》		
①原子力発電所の安全確認	38,574	<p>原子力発電所の安全が確保されるよう、専門家及び関係市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」による立入調査等のほか、県民の目線で確認することを目的に設置した「廃炉安全確保県民会議」を開催し、廃炉に向けた取組状況等を確認する。</p> <p>加えて、原子力職員研修等を実施し、職員の専門性向上を図る。</p>
②現地駐在の運営	6,806	<p>廃炉に向けた取組状況のほか、原子力発電所のトラブルの状況等を迅速に把握するため、楡葉原子力災害対策センターに駐在する現地職員により、直接、原子力発電所からの情報収集、連絡調整を行う。</p>
③広報・調査事業	28,617	<p>原子力発電所の状況等について、情報収集及び県民への情報提供等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力発電所からの通報処理（災害対策本部におけるFAX等の処理） 2 放射線測定機器（個人線量計・サーベイメータ）や通信機器（携帯電話等）の維持管理。 3 原子力発電所の状況や廃炉に向けた取組及び県の監視の取組等をインターネットや広報紙を通じて県民へ情報提供。 4 福島第一原子力発電所が所在又は隣接する市町村のうち、要望のあった町への広報・調査等交付金の交付。

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
2 原子力防災体制整備《重点》		
①原子力災害対策計画の見直し	28,523	1 県地域防災計画（原子力災害対策編）について、国の原子力災害対策指針を踏まえた見直しを行うとともに、市町村計画の修正作業を支援する。 2 隣接県と広域避難のための調整等を実施する。 3 原子力災害対策重点地域である市町村を対象に市町村地域防災計画の改訂費用や市町村が主催する原子力防災訓練の費用等を補助する。
②緊急時通信連絡体制整備	120,080	1 市町村及び国・関係機関との連絡手段を確保するため、緊急時連絡網システムの維持管理を行う。 2 緊急時対応システム(ラミセス)の維持管理を行う。
③原子力防災資機材整備	219,823	緊急時に必要な原子力防災活動資機材の整備及び維持管理を行う。（保護具セット、ゴム長靴、サーバイメータ等）
④緊急時対応研修	8,424	県職員や市町村職員、消防・警察職員等の原子力防災業務従事者が原子力防災に関する知識や実務を習得するための研修を実施するとともに、外部機関主催の研修への参加を促す。（原子力防災基礎研修、原子力災害対策要員研修等）
⑤オフサイトセンター保守整備	74,668	オフサイトセンター（原子力災害対策センター）の維持管理を行う。（現地点検、庁舎維持管理業務委託、光熱水費の支払い等）
⑥原子力防災訓練	46,639	原子力災害対策特別措置法及び県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、緊急時における関係機関の連携体制の確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の意識の向上のための訓練を実施する。

廃炉に向けた安全監視体制について

行政

福島県廃炉安全監視協議会

(県、13市町村、専門委員19名)

【役割】

専門的視点から東京電力及び国の廃炉に向けた取組状況等を確認

- ① 廃炉安全監視協議会(立入調査、会議)
- ② 労働者安全衛生対策部会(立入調査、会議)
- ③ 環境モニタリング評価部会(会議)

13市町村

○研修(基礎・専門)の実施

立地4町
周辺9市町村

県

- 現地事務所(檜葉駐在)
- 原子力対策監の設置
- 原子力総括専門員の設置
- 原子力専門員の設置

県民

福島県廃炉安全確保県民会議

(県民、各種団体、学識経験者)

【役割】

県民目線による東京電力及び国の廃炉に向けた取組状況の確認

県民
(13市町村)

各種団体
(15団体)

学識経験者
(3名)

- 会議(ライブ配信)
- 現地視察

連携・情報共有

意見反映

安全確保協定

現地調査・報告聴取・申入れ等

説明等

情報発信

東京電力

廃炉行程の進捗状況
(中長期ロードマップ)

安全規制

(特定原子力施設に係る実施計画)

経済産業省

原子力委員会
原子力規制庁

広報

- 現地視察・会議開催時に報道機関を通じて情報提供
- 広報チラシ・冊子等
- 電子掲示板(県内7箇所)
- インターネット配信(HP等)

配信

テレメータ
システム

<放射線監視室>

事業名	R3当初予算額 (単位：千円)	内 容
1 緊急時・広域環境放射能監視《重点》		
①発電所周辺監視	805,541	<p>発電所周辺における、新たな放射性物質の放出を監視するため、空間線量率等のモニタリングを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空間線量率の測定 モニタリングポスト42台により、発電所周辺地域等について常時監視を行う。測定結果は環境放射能監視テレメータシステムで公表する。 2 核種分析 海水や大気浮遊じん等に含まれる放射性物質の測定を行う。測定結果は県HPで公表する。
②全県モニタリング	365,806	<p>事故により放出された、放射性物質の分布状況の推移を把握するため、県内各地においてモニタリングを行う。</p> <p>○空間線量率の測定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定点測定 学校、公園、観光地等の人が多く集まる場所を測定する。また、周囲に比べて比較的線量が高い地域については、詳細なメッシュ調査を実施する。測定結果は県HP及び放射能測定マップで公表する。 2 走行サーベイ 車両やバスに、GPS機能と連動した測定機器を搭載し、生活道路上を測定する。 3 リアルタイム線量測定システム等 リアルタイム線量測定システム101台及び可搬型モニタリングポスト1台により、避難指示区域等について常時空間線量率を測定する。測定結果は、放射能測定マップのほか、原子力規制庁HPでも公表する。 4 核種分析 海水や大気、日常食等に含まれる放射性物質の測定を行う。測定結果は県HP及び放射能測定マップで公表する。
③水準調査	96,894	<p>諸外国の核実験及び福島第一原子力発電所の事故により生じた放射性降下物等による環境放射能の水準を調査し、国内の原子力発電所の監視データとの比較検討を行う。全国調査の一環として、原子力規制庁からの委託により、実施するもの。</p>
④環境放射能監視結果の広報	16,452	<p>県内各地の空間線量率などを地図上でリアルタイムに確認することができる福島県放射能測定マップを運用する。</p>
⑤環境放射能モニタリング対策補助金	234,773	<p>帰還する住民の安心を確保するため、避難12市町村が住民のニーズを踏まえたモニタリングを実施するための補助金を交付する。</p>

原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金事業

8. 0億円（8. 0億円）

担当課室：監視情報課

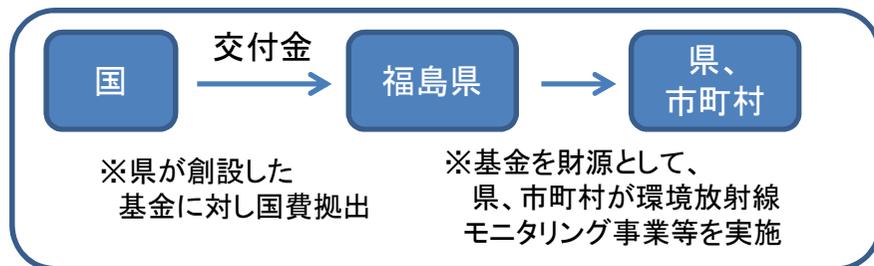
<事業の背景>

- 原子力災害対策本部による避難指示区域等の見直しが完了し、今後住民の帰還が本格化することが見込まれることから、安心の観点より住民のニーズに応じたきめ細かな放射線モニタリングを実施する必要があります。
- このためこれらの地域において、福島県及び市町村が住民のニーズを踏まえ、放射線モニタリングに関する用途等を柔軟に選択・実施できるよう、福島県に対し必要な経費を交付します。

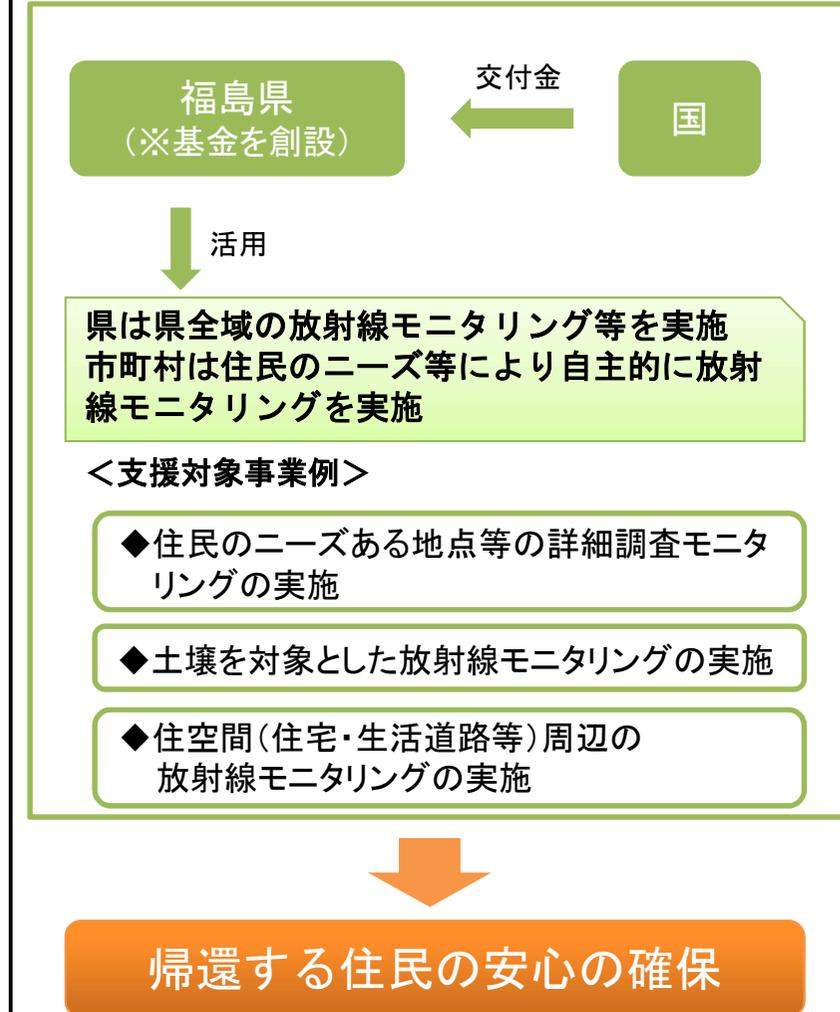
<事業の内容>

- (1) 住民の個別要望に応えたモニタリングの実施に必要な費用を交付します。
- (2) 土壌等の環境試料のモニタリングに必要な機器の整備及びストロンチウム等の核種分析をするための費用を交付します。

<事業のスキーム>



<具体的な事業イメージ>



第4章

主要な行事予定及び訓練・研修事業

令和3年度の主要な行事予定

月	大会等名称 ※()内は実施日・期間	開催場所	参集範囲	担当課・室
4月	情報連絡員（県リエゾン）マニュアルに関する研修会	福島市（危機管理センター）	県地方災害対策本部長が指定する職員	災害対策課
	庁内防災連絡員研修会	福島市（危機管理センター）	各所属が指定する職員	災害対策課
5月	災害対策本部事務局指定職員訓練	福島市（危機管理センター）	災害対策本部事務局指定職員	災害対策課
	Lアラート全国合同訓練2021	県内全域	各市町村、関係団体	災害対策課
6月	令和3年度福島県消防殉職者等慰霊祭（6/4）	相馬市（相馬市民会館）	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
	第74回福島県消防大会（6/5）	相馬市（相馬市民会館）	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
	危険物安全週間（6/2～6/8）			消防保安課
	火薬類危害予防週間（6/10～6/16）			消防保安課
7月	市町村受援計画策定支援事業（7月～11月、月1回）	福島市（危機管理センター）	市町村	災害対策課
	熱中症予防強化月間			消防保安課
8月	磐梯山火山防災合同訓練（中下旬）	磐梯山周辺	磐梯山火山防災協議会	災害対策課
	防災の日（9/1）及び防災週間（8/30～9/5）			災害対策課
	避難所運営セミナー	郡山市（予定）	市町村	災害対策課
	第43回福島県消防操法大会（8/29）	福島市（消防学校）	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
9月	救急の日（9/9）			消防保安課
10月	令和3年度避難指示区域内における大規模火災対応訓練（未定）	双葉郡内	各消防本部、緊急消防援助隊等	消防保安課
	高圧ガス保安活動促進週間（10/23～10/29）			消防保安課
	令和3年度福島県総合防災訓練（10月上旬）	本宮市	関係機関	災害対策課 危機管理課
	国民保護共同実動訓練（未定）	調整中	関係機関	危機管理課
	原子力防災訓練（未定）	調整中	関係機関	原子力安全対策課
11月	LPガス消費者保安月間			消防保安課
	津波防災の日（11/5）			災害対策課
	自主防災組織リーダー研修会（中旬）	郡山市（予定）	自主防災組織	災害対策課
	秋季全国火災予防運動（11/9～11/15）			消防保安課
	消防力強化のためのロボットテストフィールド活用訓練（未定）	南相馬市（福島ロボットテストフィールド）	各消防本部、関係機関	消防保安課
1月	防災とボランティアの日（1/17）及び防災とボランティア週間（1/15～1/21）			災害対策課
	吾妻山火山防災合同訓練（下旬）	福島市（危機管理センター）	吾妻山火山防災協議会	災害対策課
3月	春季全国火災予防運動（3/1～3/7）			消防保安課

令和3年度の主要な訓練・研修事業

訓練・研修事業	開催場所	開催時期	参集範囲
1 危機管理課			
国民保護共同図上訓練	調整中	10月中	関係機関
2 消防保安課			
ドローン操作講習会	南相馬市	未定（7月～3月）	消防職員、消防団員、市町村職員、県職員
令和3年度避難指示区域内における大規模火災対応訓練	双葉郡内	未定（10月）	各消防本部、緊急消防援助隊等
消防力強化のためのロボットテストフィールド活用訓練	南相馬市	未定（10月～12月）	関係機関
令和3年度度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練	北海道釧路市	3. 11. 13～3. 11. 14	関係機関
3 災害対策課			
情報連絡員（県リエゾン）マニュアルに関する研修会	福島市（危機管理センター）	4月中	県地方災害対策本部長が指定する職員
火山防災基礎研修（火山防災対応ワークショップ）	福島市（危機管理センター）	5月上旬	吾妻山、安達太良山、磐梯山の火山防災協議会関係機関
市町村受援計画策定支援事業	福島市（危機管理センター）	7月～11月（月1回）	関係市町村
磐梯山火山防災合同訓練	磐梯山周辺	8月中下旬	磐梯山火山防災協議会関係機関
令和3年度福島県総合防災訓練（危機管理課と共管）	調整中	10月上旬	関係機関
吾妻山火山防災合同訓練	福島市（危機管理センター）	1月下旬	吾妻山火山防災協議会関係機関
避難所運営セミナー	郡山市（予定）	8月中（予定）	市町村
自主防災組織リーダー研修会	郡山市（予定）	11月中旬	自主防災組織
4 原子力安全対策課			
原子力防災訓練	調整中	10月～11月	関係機関

第 5 章

資 料

福島県危機管理基本方針

平成27年6月

(平成29年4月 一部改正)

はじめに

本県は、東日本大震災及び原子力災害（以下「大震災」という。）の教訓を踏まえ、危機対応力をより一層高め、県民の安全・安心の確保を図るため、平成27年4月に危機管理部を設置した。

危機管理部は、これまで知事直轄（総合安全管理室）が担ってきた総合的な安全管理に関する調整機能と、生活環境部（県民安全総室）が有していた消防保安、災害対策、原子力安全対策に関する実務機能を統合し、一体化することにより、これまで以上に情報集約・共有化を図り、危機に迅速かつ的確に対応する組織として再編された。

また、大震災以降、県民の生活環境や県行政をとりまく環境は大きく変化し、過去に経験のない様々な危機事象も発生している。このような危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その対応の遅れが、被害の拡大や二次的な危機を招きかねず、県民や関係者に対して大きな影響を及ぼすこととなる。

職員一人一人が、大震災から4年を経過した今もなお有事であることを強く自覚した上で、県民の安全・安心を確保するため、日頃から組織的に危機管理に当たっていくことが必要であり、復興はその意識・自覚・行動の積み重ねの先にある。

今後は、この方針の下、県民の生命、身体及び財産を守るため、警察、市町村、消防、国等の関係機関と連携しながら、県の組織をあげて危機事象に迅速かつ適切に対応していく。

第1 総則

1 目的

この方針は、本県やその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県民の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減し、県民の安全・安心の確保を図るため、県が実施する危機管理の基本的枠組みを定めるものである。

2 危機等の定義

(1) 危機、危機事象

この方針で定義する「危機」とは、県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態、県の適正な事務の執行に支障を生じるような事態をいい、「危機事象」とは個々の発生事象をいう。

(2) 危機管理

この方針で定義する「危機管理」とは、危機事象の未然防止のための「事前対策」、発生した危機事象への「危機対応」、危機事象の収束後における安全の確認と再発防止の「事後対策」までを含めた総合的な取組とする。

(3) 管理の対象とする危機

管理の対象とする主な危機は、別紙のとおりとする。

3 対象機関

(1) この方針の対象機関は、知事部局、企業局、病院局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び労働委員会（以下「部局等」という。）とする。

（出先機関は部局等を含む。）

(2) 警察本部については、危機事象発生時の対応、危機管理情報の共有等に関して連携を図り、協力を求めるものとする。

4 法令等に基づく個別の危機事象に関する計画等との関係

法令等の義務付けにより個別の危機事象に関する計画等が作成されている場合は、それらの計画等に基づき対応するものとするが、基本的な考え方は本方針による。

なお、法令等の義務付けによらず、所管部局等が独自に計画等を作成している

場合も同様とする。

第2 危機管理における基本的な考え方

大震災はもとより、頻発した自然災害、さらには事故や事件等これまで経験した様々な危機事象を踏まえ、特に、以下の考え方に基づき、組織力を高め、関係機関等との連携の下、あらゆる危機事象に的確に対応し、県民の安全・安心を確保する。

1 危機事象に対する意識の向上

危機事象には“きざし”があり、その“きざし”を見逃さないことで事前の準備や予防策を的確に講じることができ、危機事象が発生した場合でも被害を小さくできることから、「今までは大丈夫だった」ではなく、「何か異変があるのではないか」との意識を持つことが重要である。

このため、被害が未発生であったり、あるいは小規模であったりしても重大な被害に発展しかねない事象、県外で重大な被害が発生して県内でも類似の被害が生じかねない事象など、危機につながりかねない事象にも積極的に対応する姿勢が重要である。

また、危機事象には突発的に起こる事象もあることから、そのような場合でも躊躇することなく対応できるよう、日頃から危機への意識を高めていく必要がある。

そのためには、現状に慣れることなく、新しい事象など様々な危機事象を想定し、常に考え学習する組織づくりに努め、危機事象の“きざし”への感度を高める。

2 報告・連絡・相談の徹底

危機事象には、未だ顕在化していないもの、新たな業務に付随して発生する今までに経験していないものなど様々な事象がある。

危機事象の未然防止、被害の拡大の抑制には職員一人一人はもとより、組織としての危機対応力を高めていかななくてはならない。危機事象の対応には、実態の把握、それらを踏まえた対応方針の策定、対策の実行など、それぞれのステージにおいて組織としての判断が必要となるが、その判断に当たって、情報共有の遅れや途絶は、特に、危機対応にとって決定的な機会の損失となるおそれがある。

このため、様々な危機事象に対し、情報収集力を高めることはもとより、組織内で情報を速やかに共有し、組織として適切かつ迅速に対応できる風土づくりが

重要であり、コミュニケーションを盛んにする風通しの良い職場環境を目指し、組織内での報告・連絡・相談を今まで以上に徹底する。

さらに、警察、市町村、消防、国、気象台、自衛隊等関係機関（以下「関係機関等」という。）との間でも連携を図り、情報の交換を密にする。

3 危機情報の速やかな公表

危機管理の最大の目的である県民の安全・安心の確保及び県の適正な事務の執行という観点から、危機事象に関する情報を県民に適時・適切に提供することが極めて重要である。情報提供に当たっては、県の都合ではなく、常に県民の目線に立って考え、積極的な提供に努める。

また、重大な危機事象に関する情報は、全容解明を待つことなく、初期の段階においても公表に努める。

第3 危機管理体制

1 知事等の役割

ア 知事

危機管理の最高責任者として、危機管理を統括する。

イ 副知事

危機管理について、知事を補佐する。

2 危機管理監（危機管理部長をもって充てる）

(1) 職務

知事の命を受け、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部局長その他職員を指揮監督する。

(2) 所掌事務

ア 安全・安心の確保に関する施策の総合的な推進

イ 安全管理の総合調整に関する事務を掌理

ウ 危機管理に関して全庁を統括

エ 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部局長その他職員を指揮監督

なお、危機管理監は、全庁的な危機管理の観点を踏まえて、関係部局長等に必要な指示を出すことができるほか、所管部局長が不明な危機事象が発生した

場合は、必要に応じて知事・副知事と協議の上、当該危機事象の所管部局等を決定することができる。

3 危機管理室

(1) 設置

複合的組織（危機に係る各種情報の収集や緊急的対応に関する部局横断的な組織）として、危機管理部に危機管理室を置く。

(2) 構成

ア 室長

危機管理監

イ 室員

各部政策監、出納局次長、企業局次長、病院局次長、議会事務局次長、教育庁政策監、警察本部警備部警備監、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長

(3) 主な所掌事務

ア 安全・安心の確保に関する施策の総合的な推進に関すること。

イ 安全・安心の確保に関する施策に係る県の行政施策の企画立案に必要な各種情報の収集及び交換に関すること。

ウ 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関すること。

エ 危機に関する各種情報の収集及び交換に関すること。

4 危機管理部と所管部局等の役割

(1) 危機管理部の役割

ア 大規模・複数地域での発生など全庁的な対応が必要となる危機事象が発生した場合、危機管理部は、危機管理監の指揮を受け、所管部局等とともに、初動対応、危機対応、事後対策を実施する。

イ 所管部局等が不明の危機事象が発生した場合、危機管理部は、危機管理監の指揮を受け、関係する部局等とともに、初動対応、情報収集を行う。（所管が明確になったときには所管部局等へ引き継ぐ。）

ウ 所管部局等の危機事象対応について、危機管理部は、情報収集を行うとともに、必要に応じて状況分析を行い、危機事象対応・広報等について所管部

局等を支援する。

また、重大な危機事象が発生するおそれがある場合も、同様の対応とする。

エ 危機管理部は、危機事象に関する情報等を、必要に応じて所管部局等に連絡・報告する。

(2) 所管部局等の役割

ア 危機事象が発生した場合、所管部局等が法令等の基準に基づき策定した計画により対応することとなるが、大規模・複数地域での発生など全庁的な対応が必要となる危機事象が発生した場合、所管部局等は、危機管理監の指揮を受け、危機管理部とともに、初動対応、情報収集を行うとともに、危機対応、事後対策を実施する。

イ 所管部局等が不明の危機事象が発生した場合、関係する部局等は、危機管理監の指揮を受け、危機管理部とともに、一時的に初動対応、情報収集を行う。

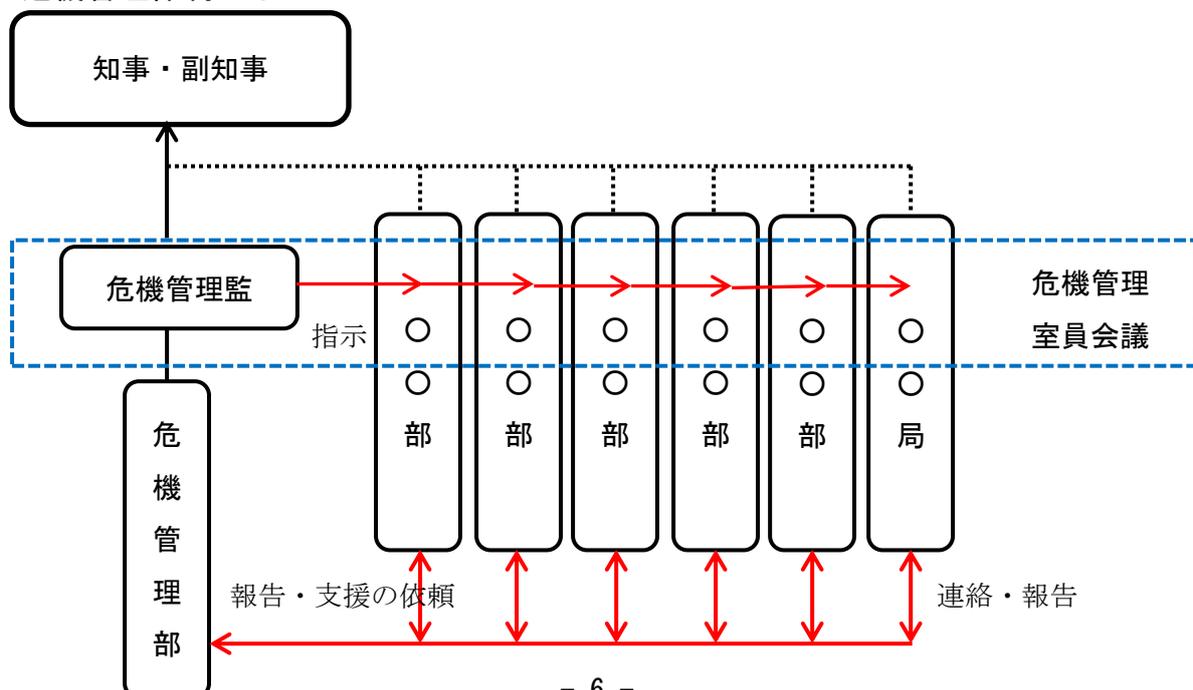
また、危機管理監から当該危機事象の所管部局等として決定された部局等は、所管部局等として危機対応、事後対策を行う。

ウ 所管部局等が明らかな危機事象が発生した場合は、各所管部局等が危機対応、事後対策を行う。

なお、危機管理監から、全庁的な危機管理の観点を踏まえて必要な指示等が出される場合がある。

エ 所管部局等は、危機事象の情報を、随時、危機管理部に報告するとともに、必要に応じて危機対応・広報等の支援を依頼する。

<危機管理体制のイメージ>



5 関係機関等との連携

関係機関等が、危機事象が発生し、又は発生のおそれがある場合の第一義的な情報源や初動対応機関となることが多いことから、県は日頃から情報交換を実施するなど連携を強化する。

また、ライフライン関係機関、報道機関等についても、危機事象が発生した場合に様々な分野で協力を求めることから、日頃から情報の連絡体制の構築に努める。

第4 危機管理の対策・対応

危機管理においては、時系列に応じて、事前対策・危機対応・事後対策の各段階に応じた対策・対応を行う。

1 事前対策

(1) 危機管理意識の向上

危機事象が発生した場合の初動対応を混乱なく、円滑に実施するためには、職員一人一人の危機管理意識を高いレベルにすることが極めて重要であることから、危機管理部及び各部局等は、研修や訓練を通じて、職員の危機管理意識の向上に努めるものとする。

また、各課室及び出先機関においては、日頃から所管業務に関してどのような危機事象が想定され、どのような対応を行うべきかなどを検討する機会を設けるとともに、職員が危機又はその“きざし”に関する情報を入手したときに、速やかに組織内での情報共有ができるよう、職場内の円滑なコミュニケーションを図り、業務の報告や改善の提案などがスムーズにできる風通しの良い職場環境となるよう努めるなど、危機管理に強い組織づくりを目指す。

(2) 関係機関等との協力体制の構築

各部局等は、国、市町村、消防、医療機関などが有する資機材等の整備状況や、危機事象発生時におけるこれらの機関等の役割等について、あらかじめ把握し、日頃から連携を図るなど協力体制を構築しておく。

(3) 住民への普及・啓発

危機事象発生時における住民の適切な行動と協力が被害の規模に大きく関わることから、危機事象への対応について住民の理解を得ることが極めて重要である。

このため、各部局等は、想定される危機事象やそれに対する国や市町村の取組や役割等の普及・啓発を図るとともに、防災訓練等の実施を通じ、防災体制の確立と危機管理意識の高揚に努める。

緊急時の迅速かつ正確な情報の提供が住民の適切な行動に結びつくとの観点から、報道機関の果たす役割を踏まえ、日頃から情報伝達の方法等を報道機関に伝えておくことが重要である。

(4) 柔軟性の確保

発生する多種多様な危機事象に対応するためには、危機事象発生時の被害を最小限に食い止めるという危機管理の基本を十分に理解した上で、応用力を利かせる柔軟性を確保することが必要である。

そのために、危機管理部及び各部局等は、実践的な訓練や図上訓練を繰り返して実施し、職員が関係機関等の動きを具体的に認識できるようにするとともに、危機事象の状況に臨機応変に対応できる応用力を身につけられるよう努める。

2 危機対応

(1) 情報の収集

各部局等は、現地において情報収集に努めるとともに、関係機関等との密接な連携により情報収集を行い、危機管理部及び所管部局等への情報提供を行い、情報共有を図る。

なお、危機事象発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、情報の正確性の確保に努めながら、断片的な情報であっても部局等内で情報共有を図るとともに、第一報を危機管理部に情報提供し、詳細は追加情報として続報で報告することとする。

(2) 所管部局等の調整

ア 所管が明確な場合は、該当部局等が所管部局等となる。

イ 所管が不明確又は複数部局等に関連する場合は、危機管理部は、危機管理監の指揮の下、関係する部局等とともに初動対応を行う。

ウ 危機管理監は関係する部局等の役割、状況等を聴取し、必要に応じて知事・副知事と協議の上、所管部局等を指定する。(所管部局等が確定した場合は引き継ぐ。)

(3) 危機対応の実施

- ア 各部局等は、危機事象が発生した場合、危機の大きさ、影響度を踏まえ、速やかに危機対応を行う。
- イ 危機管理監は、各部局等から危機対応についての協議、報告を受けるとともに、県の危機管理を統括する立場から部局等の対応状況を把握し、全庁的な危機管理の観点から必要がある場合、指示・助言・調整を行う。
- ウ 複数の部局等に関係する場合、危機管理部は、危機管理監の指揮を受け、関係する部局等と連携をとり、対応方針を決定し対策を実施する。
- エ 全庁的な対応が必要となる場合、危機管理監（危機管理室長）は、危機管理室員会議を開催して対応方針について協議し、決定する。
なお、重大な危機事象が発生した場合、必要に応じて関係部局長会議を開催し、必要な対策を講ずるものとする。
- オ 危機発生後においては、決定した対応方針に基づき、危機管理部及び所管部局等は、関係機関等と連携・協力し、危機対応を実施する。

(4) 県民への情報提供

各部局等は、県民の安全・安心を確保するため、報道機関への情報の提供、ホームページ等多様な情報伝達手段を活用し、県民に対し、必要な情報を迅速かつ的確に提供する。

3 事後対策

(1) 安全の確認

各部局等は、危機事象に関する危機対応が概ね完了したと認められるときは、必要に応じて関係機関等に協力を求め、早急に危機発生現場・周辺地域の安全確認を行う。

安全が確認されたときは、報道機関を通じて公表するとともに、県のホームページなど利用可能な手段を活用して広く県民に周知する。

(2) 再発防止の検討・実施

各部局等は、必要に応じて危機事象の発生の原因を検証し、課題を整理した上で再発防止策を検討し、実施する。

(3) 危機事象対応の検証と情報の共有化

各部局等は、危機管理手法の継承や改善を図るため、必要に応じて危機対応

に関する経過を取りまとめる。

また、危機管理部は、各部局等の危機対応を検証するとともに、各部局等や関係機関等に対して、取りまとめた内容を提供することなどにより情報の共有化を図る。

第5 その他

この方針は、必要に応じて随時見直しを行う。

管理の対象とする主な危機

区 分	項 目	主な所管部局
1 災害	1 風水害・土砂災害 2 火山災害 3 原子力災害 4 地震・津波 5 雪害 6 航空災害（米軍機、自衛隊機等の事故を含む） 7 鉄道災害 8 道路災害 9 危険物等災害 10 大規模な火事災害 11 林野火災 12 船舶災害 13 石油コンビナート災害	危機管理部 生活環境部 農林水産部 土木部 など
2 武力攻撃事態等	1 武力攻撃事態等 [着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃等] 2 緊急対処事態（大規模テロ等） （「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」は、国による事態認定手続が必要であり、認定がされない事案はその他の危機として取り扱う。）	危機管理部 など
3 新型インフルエンザ等緊急事態	新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態）	保健福祉部 （危機管理部） など
4 その他の危機	1 県民の生命・健康又は生活環境に被害を及ぼす環境汚染事故等 ・水質、大気、土壌汚染関係 ・残留農薬 ・高圧ガス、火薬類、危険物事故	危機管理部 生活環境部 保健福祉部 農林水産部 など
	2 県民の生命・健康の安全を脅かす感染症等による事態等 ・エボラ出血熱、MERS等 ・薬物（毒物・劇物を含む）、医薬品関係 ・食品・飲料水関係	保健福祉部 （危機管理部） など
	3 動物感染症の発生 ・牛海綿状脳症(BSE)、口蹄疫、コウバエ [※] スライム、鳥インフルエンザ等	農林水産部 生活環境部 （危機管理部） など
	4 野生動物の出没 5 管理動物の脱走	生活環境部 保健福祉部 （危機管理部） など

6 製品等の瑕疵による事故等	関係部局 (危機管理部)
7 食品偽装	関係部局 (危機管理部)
8 県が所管する情報通信ネットワーク及び各種情報システムへの脅威並びに通信システムへの脅威又は障害による事故等	企画調整部 (危機管理部) など
9 ライフラインの事故・事件 ・大規模停電、ガス供給停止、通信ネットワークの途絶 ・断水	危機管理部 保健福祉部 など
10 ダム、河川及び湖沼における事故・事件	管理部局 (危機管理部)
11 福島空港に関連する航空犯罪（ハイジャック等）	危機管理部 商工労働部 土木部 など
12 県管理施設における事故・事件	管理部局 (危機管理部)
13 県主催イベント時の事故・事件	主催部局 (危機管理部)
14 学校又は校外活動中における事故・事件	教育委員会 (危機管理部)
15 海外において多数の県民が巻き込まれた事故・事件	生活環境部 (危機管理部)
16 県内での交通事故等による多数の死傷者の発生	生活環境部 保健福祉部 (危機管理部) など
17 人工衛星等飛翔体の落下	危機管理部
18 所管が不明なテロ事件	危機管理部 など
19 その他、多数の県民の生命、身体又はは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件・事故等や県の適正な事務の執行に支障を生じるような事態	危機管理部 総務部 など

○ 各種計画

No	計 画 名 称	計画期間（年度）	担当課室
1	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画	H29～R2(H28改定)	危機管理課
2	福島県の国民の保護に関する計画（福島県民等保護計画）	H17～（随時見直し）	危機管理課
3	福島県業務継続計画（本庁版）	H26～（随時見直し）	危機管理課
4	福島県各地方業務継続計画	H27～（随時見直し）	各地方振興局
5	福島県国土強靱化地域計画	R3～	危機管理課
6	福島県消防広域化推進計画	H22～	消防保安課
7	福島県地域防災計画（一般災害対策編）	S38～（随時見直し）	災害対策課
8	福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）	H7～（随時見直し）	災害対策課
9	福島県地域防災計画（事故対策編）	H11～（随時見直し）	危機管理課
10	福島県地域防災計画（原子力災害対策編）	H12～（随時見直し）	原子力安全対策課
11	地震防災緊急事業五箇年計画（第6次）	R3～R7（見込み）	災害対策課
12	福島県石油コンビナート等防災計画	S52～（随時見直し）	災害対策課
13	福島県災害時受援応援計画	H30～（随時見直し）	災害対策課
14	火山活動が活発化した場合の避難計画（3火山）	H30～	災害対策課
15	福島県原子力災害広域避難計画	H26～（随時見直し）	原子力安全対策課
16	福島県原子力発電所周辺環境放射能等測定基本計画	S48～（随時見直し）	放射線監視室

1 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画

この計画は、福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づき、防災、防犯、交通安全、食品の安全確保など10の分野を総合的にとらえ、県民が、安全に安心して暮らし、活動できる地域社会の実現を目指して策定したものです。

この計画では、10の分野の間で、また、県民、事業者、自治会、ボランティア団体、NPOなどと県や市町村の間で、相互に情報を共有し合いながら、縦割りになることなく県民の立場から連携を図り、地域課題の解決に向けたネットワークの形成につなげる施策を取りまとめたものです。

2 福島県の国民の保護に関する計画（福島県民等保護計画）（随時見直し）

この計画は、武力攻撃や緊急対処事態における攻撃（大規模テロ等）から県民等の身体、生命及び財産を保護し、武力攻撃等が県民等の生活や経済に及ぼす影響が最小のものとなるよう、国民保護法第34条の規定に基づき県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項や武力攻撃事態、緊急対処事態における県の実施する国民保護措置等の詳細について定めています。

3・4 福島県業務継続計画（随時見直し）

この計画は、東日本大震災及び原子力災害という大規模かつ複合的な災害により、県庁等における業務の遂行に大きな混乱と支障を生じたことから、災害などの重大な危機事象から、県民の生命・身体・財産を守り安全安心を確保するため、県庁舎や各合同庁舎、職員、ライフラインなどが制約された状況下でも、県が優先的に実施すべき業務をあらかじめ定め、その遂行に必要な措置を講じておくために策定したものです。

5 福島県国土強靱化地域計画

この計画は、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するため、「国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定したものです。

6 福島県消防広域化推進計画

この計画は、消防組織法第33条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の消防の広域化を推進するために平成22年3月に策定したものです。

この計画では、今後の消防力の維持・向上についてそれぞれの地域において、どのような方策が効果的であるか、自主的・主体的な検討を進めることとし、県はその検討に積極的に参加、協力することで、住民の安全・安心の確保に取り組むこととしています。

令和3年度は、消防の連携・協力について検討を行う予定です。

7-10 福島県地域防災計画（随時見直し）

この計画は、本県における総合的な災害対策の基本となるものであり、災害の予防、応急対策、復旧計画などについて策定し、地域住民の生命と財産を守るという地方自治体の基本的な責務を遂行する上で、極めて重要な役割を果たすものです。

この計画に基づき、災害に強い安全な地域社会づくりを推進するとともに、災害発生時には迅速かつ適切な応急対策を実施することとしています。

1 1 地震防災緊急事業五箇年計画（第6次）（見込み）

この計画は、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づき、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備計画について令和3年度から令和7年度までの5か年を対象として策定するものです。

県、市町村等が行う情報通信連絡網、効率的な消火、救助活動を行うための消防施設・設備、災害応急対策活動を迅速に行うための緊急輸送道路等の整備事業について、計画的に実施することとしています。

1 2 福島県石油コンビナート等防災計画

この計画は、石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づき、本県の石油コンビナート等特別防災区域内の防災に関し、福島県、国の機関、関係市町、特定事業者などの処理する事務又は業務の大綱等を定めるとともに、総合的な防災対策の推進を図ることにより、災害の発生と拡大を防止し、地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定しています。

1 3 福島県災害時受援応援計画

この計画は、東日本大震災の際、本県は、他都道府県、国、自衛隊、ボランティア等多方面からの人的・物的支援を受け、災害応急対策の実施に際し大きな助けとなりました。この教訓を踏まえ、今般、発災直後に応援職員や義援物資を受け入れ、また、被災地に応援職員を派遣するスキームを整備することとして策定したものです。

1 4 火山活動が活発化した場合の避難計画（吾妻山、安達太良山、磐梯山）

この計画は、活動火山対策特別措置法に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を踏まえ、火山単位の統一的な避難計画として協議会において策定するものであり、吾妻山、安達太良山、磐梯山の各火山が噴火、又は噴火の可能性が高まった場合に、火山防災協議会の構成機関が連携協力し、地域住民及び登山者・観光客等の安全を確保して迅速かつ円滑な避難対応がとれる体制を講ずることを目的とするものです。

平成30年5月に火口周辺地域における避難計画を策定し、令和元年9月には、居住地における住民等の避難対応を含めた計画への改定を完了しています。

1 5 福島県原子力災害広域避難計画（随時見直し）

この計画は、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、県民の安全・安心を確保するために策定したものです。

原子力災害対策重点区域の13市町村ごとに避難先市町村及び避難施設を定め、基本的な避難ルートを定めております。

1 6 福島県原子力発電所周辺環境放射能等測定基本計画（随時見直し）

この計画は、原子力発電所周辺住民等の健康と安全の確保に資するため、県と立地町及び東京電力株式会社による、福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書等に基づき、県が原子力発電所周辺地域において実施する環境放射能の監視測定について定めています。

福島第一原子力発電所の事故後においては、県が廃炉に関する新たな安全監視体制を構築するために設置した「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」に置いた「環境モニタリング評価部会」において、専門委員や関係市町村等の意見を聴きながら年度ごとにモニタリング計画を定めるとともに、測定結果を報告、公表しています。

○ 関係団体・出資団体

消防保安課

(令和3年3月31日現在)

団体等名称	代表者		所在地 住所	電話番号	県出資 割合
	役職名	氏名			
(公財)福島県消防協会	会長	福島 啓嗣	〒960-8043 福島市中町 5-21 県消防会館内	(024) 522-5974	—
(一社)福島県消防設備協会	会長	志賀 義平	〒960-1106 福島市下鳥渡字新町 35-1	(024) 529-7120	—
(一社)福島県危険物安全協会 会連合会	会長	渡邊 正恆	〒960-1106 福島市下鳥渡字新町 35-1 県消防設備協会内	(024) 573-9600	—
(一財)消防試験研究センター	理事長	田口 尚文	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 19階	(03) 3597-0220	0.03%
(一財)消防試験研究センター 福島県支部	支部長	坂井 信一	〒960-8043 福島市中町 4-20 みんなゆうビル	(024) 524-1474	0.03%
福島県女性防火クラブ連絡 協議会	会長	安齋 政子	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県消防保安課内	(024) 521-7190	—
(一社)福島県LPガス協会	会長	小西 正光	〒960-1195 福島市上鳥渡字蛭川 22-2	(024) 593-2161	—
(一社)福島県冷凍空調設備 工業会	理事長	古川 敏博	〒960-8162 福島市南町 449	(024) 545-5631	—
(一社)福島県火薬類保安協 会	会長	利根川 靖典	〒963-8811 郡山市方八町二丁目 15-11 (株)蔵場内	(024) 944-3169	—
福島県一般高圧ガス協会	会長	渡辺 明宏	〒960-8803 郡山市横塚三丁目 16-8	(024) 942-8731	—
福島県電気工事工業組合	理事長	浅川 誠吾	〒960-8252 福島市御山字稲荷田 31-2	(024) 535-0477	—
福島県冷凍設備保安協会	会長	安藤 昇	〒963-8071 郡山市富久山町久保田 字太郎殿前 2-6 郡山冷蔵製氷(株)内	(024) 944-1655	—
(一財)救急振興財団	理事長	佐々木 敦朗	〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-6	(042) 675-9931	2.1%

○ 附 属 機 関 等

【審 議 会 等】

令和3年3月31日現在

名 称	根拠法令等	事 項	女性委員 の 割合(%)	担当課室
福島県防災会議	災害対策基本法 福島県防災会議条例	県地域防災計画の作成及びその実施の推進、知事の諮問に応じ防災に関する重要事項の審議、防災関係機関相互の連絡調整	16.7	災害対策課
福島県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等 災害防止法 福島県石油コンビナート等 防災本部条例	石油コンビナート等特別防災区に係る防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合の災害応急対策及び災害復旧に係る指定防災機関相互の連絡調整	14.8	災害対策課
福島県民等保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 福島県民等保護協議会条例	指定地方行政機関の長等により組織され、知事の諮問に応じ、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議	14.0	危機管理課

【懇談会等】

令和3年3月31日現在

名 称	根拠法令等	事 項	担当課室
福島県安全で安心な県づくり推進会議	福島県安全で安心な県づくり推進会議設置要綱	安全で安心な県づくりに関する基本計画の策定、変更及び評価等に関することを協議	危機管理課
吾妻山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	吾妻山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
安達太良山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	安達太良山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
磐梯山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	磐梯山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
福島県原子力発電所安全確保技術検討会	福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱	安全確保協定に基づき、事前了解に係る技術的事項について協議	原子力安全対策課
福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱 (環境モニタリング評価部会運営要領、労働者安全衛生対策部会運営要項)	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ、特定原子力施設実施計画、福島第二原発冷温停止維持に関する取組について協議（現地調査含む）。 環境放射能測定基本計画の策定及び測定結果の評価・解析（環境モニタリング評価部会） 廃止措置等作業従事者の要員確保、安全確保、作業環境の安全確保、雇用適正化について協議（労働者安全衛生対策部会） 	原子力安全対策課 放射線監視室
原子力災害時における避難に伴う渋滞対策検討会	原子力災害時における避難に伴う渋滞対策検討会設置要綱	自家用車での避難を原則とする原子力災害時（複合災害を含む）における住民の円滑な広域避難の障害となる課題を整理し、解決に向けて検討	原子力安全対策課
福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議設置要綱	本県の原子力発電所の廃止措置等に向けた取組に関する安全かつ着実な進展のための県民目線による確認・協議	原子力安全対策課
避難地域消防団再編支援会議	避難地域消防団再編支援会議設置要綱	避難地域における消防団の現状・課題等を共有し、市町村単独では解決できない課題に対する広域的な取組等を検討・協議	消防保安課
消防団再編等プロジェクトチーム	消防団再編等プロジェクトチーム設置要領	個別市町村における消防団再編等のための具体的な検討や関係機関との協力体制づくりについて協議	消防保安課

福島県地震・津波被害想定検討委員会	福島県地震・津波被害想定検討委員会設置要綱	県が実施する福島県地震・津波被害想定調査の実施にあたって必要な助言や提言	災害対策課
-------------------	-----------------------	--------------------------------------	-------

【庁内連絡調整会議等】

令和3年3月31日現在

名 称	根拠法令等	事 項	担当課室
福島県安全で安心な県づくり推進庁内連絡会議	福島県安全で安心な県づくり推進庁内連絡会議設置要綱	安全で安心な県づくりの推進に関する各種施策の策定及び実施に関すること等を協議	危機管理課
福島県原子力行政連絡調整会議	福島県原子力行政連絡調整会議設置要綱	原子力発電所に係る県民の安全確保の徹底及び原子力行政の適正かつ円滑な運営	原子力安全対策課
福島県国土強靱化地域計画推進連絡会議	福島県国土強靱化地域計画推進連絡会議設置要綱	国土強靱化地域計画の策定及び推進に関すること等を検討	危機管理課
福島県放射能モニタリング関係庁内連絡会議	福島県放射能モニタリング関係庁内連絡会議設置要綱	福島県の放射能モニタリングについての課題、現状及び今後の方針の情報共有と協議	放射線監視室

○ 関係法令・所管条例等

課室名	法律名等	法律番号	省庁名 最終改定
危機管理課	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	平成15年 法律第 79号	内閣官房
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	平成16年 法律第112号	内閣官房・総務省
	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	平成25年 法律第 95号	内閣官房
	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	平成20年 条例第 80号	
	福島県民等保護協議会条例	平成17年 条例第 24号	
	福島県民等保護対策本部及び福島県緊急対処事態対策本部条例	平成17年 条例第 25号	H19. 3. 20
消防保安課	消防法	昭和23年 法律第186号	総務省
	消防組織法	昭和22年 法律第226号	総務省
	消防施設強化促進法	昭和28年 法律第 87号	総務省
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	昭和31年 法律第107号	総務省
	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	平成25年 法律第110号	総務省
	火薬類取締法	昭和25年 法律第149号	経済産業省
	武器等製造法	昭和28年 法律第145号	経済産業省
	高圧ガス保安法	昭和26年 法律第204号	経済産業省
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	昭和42年 法律第149号	経済産業省
	電気工事業の業務の適正化に関する法律	昭和45年 法律第 96号	経済産業省
	電気工事士法	昭和35年 法律第139号	経済産業省
	福島県消防表彰規則	昭和41年 規則第 43号	H21. 10. 27
	福島県消防学校教育訓練規則	昭和41年 規則第 5号	H18. 7. 21
	福島県消防法施行細則	昭和46年 規則第 24号	H12. 4. 1
	福島県火薬類取締法施行細則	昭和51年 規則第 19号	H12. 11. 24
	福島県消防法関係手数料条例	平成12年 条例第 20号	H30. 3. 23
	福島県火薬類取締法関係手数料条例	平成12年 条例第 21号	H21. 3. 24
	福島県動力消防ポンプ性能試験規則	昭和30年 規則第 57号	H18. 7. 21
	福島県高圧ガス保安法関係手数料条例	平成12年 条例第 22号	H30. 3. 23
	福島県武器等製造法関係手数料条例	平成12年 条例第 23号	
福島県電気工事士免状交付等手数料条例	平成12年 条例第 24号		
福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 25条	H30. 3. 23	

課室名	法律名等	法律番号	省庁名 最終改定
消防保安課	福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 26号	
	福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の 手続に関する規則	平成12年 規則第174号	
	福島県液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九 十二条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則	平成12年 規則第175号	
	福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律第三十一条第一項の 規定による意見聴取の手続に関する規則	平成12年 規則第176号	
	福島県火薬類取締法に係る事務処理の特例に関する条例	平成24年 条例第 69号	
	福島県武器等製造法に係る事務処理の特例に関する条例	平成24年 条例第 70号	
	福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務処理の特 例に関する条例	平成24年 条例第 71号	
災害対策課	石油コンビナート等災害防止法	昭和50年 法律第 84号	総務省
	災害対策基本法	昭和36年 法律第223号	内閣府・総務省
	災害救助法	昭和22年 法律第118号	内閣府
	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	昭和37年 法律第150号	内閣府
	地震防災対策特別措置法	平成 7年 法律第111号	内閣府・総務省
	活動火山対策特別措置法	昭和48年 法律第61号	内閣府
	自衛隊法	昭和29年 法律第165号	防衛省
	気象業務法	昭和27年 法律第165号	気象庁
	電波法	昭和25年 法律第131号	総務省
	消防組織法	昭和22年 法律第226号	総務省
	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	平成25年 法律第110号	総務省
	福島県防災会議条例	昭和37年 条例第 52号	H24. 10. 19
	福島県災害対策本部条例	昭和37年 条例第 53号	H24. 10. 19
	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関す る条例	昭和37年 条例第 54号	H19. 3. 20
	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関す る条例施行規則	昭和38年 規則第115号	H6. 3. 31
福島県災害救助法施行細則	昭和35年 規則第 49号	R1. 12. 6	
福島県石油コンビナート等防災本部条例	昭和51年 条例第 57号	H17. 7. 12	
原子力 安全 対策 課	原子力災害対策特別措置法	平成11年 法律第156号	経済産業省

令和3年度

危機管理部事業計画書

編集・発行 福島県危機管理部危機管理課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-8652

E-mail：kikikanri@pref.fukushima.lg.jp